

第 3 部

震災復興計画

第3部 震災復興計画

平成23年の東日本大震災は、1000年に一度ともいわれる想定を超える災害でわが国に未曾有の被害をもたらした。こうしたことから、平成24年4月には、東京都においても「首都直下地震等による東京の被害想定」を発表し、大田区の被害は23区で最大となると想定している。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、高度に発達した都市型の首都直下型地震であり、被災地での事象や教訓等を忘れることなく、東日本大震災の教訓とともにこれからの区の災害対策に生かしていくことが大切である。

また、東海・東南海・南海連動地震は大規模で広域的な被害が想定されており、今後の国等の検証結果についても区の防災対策に反映する必要がある。

区民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保することを責務とする自治体は、災害予防対策や被害直後の応急対策・復旧対策とともに、区民の一日も早い生活の再建と安定及び都市機能の回復を図っていかねばならない。そのため、円滑で計画的な復興の進め方を事前に検討・研究していくことが重要である。

本編では、復興の基本的な考え方と災害復興計画(以下「復興計画」という。)策定の取り組み等について定める。

第1章 復興の基本的な考え方

【区各部】

区は、企業間の緻密な連携による高度で最先端技術を有する産業のまち、水辺や緑にも恵まれた立地環境の中で区民一人ひとりの結びつきや、それらを通じた地域力を発揮し、安全で安心できる地域社会と豊かな文化を育むまちとしての都市を形成してきた。また、羽田空港の国際化から世界の玄関口としての機能も有し、国際都市として発展している。

復興にあたっては、こうした区の特性或コミュニティの回復を最大限尊重した復興に努めるとともに、区民の日々の暮らしを一日も早く元の安定した状態に再建し、新しい将来に向けて区民が安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進める必要がある。あわせて、減災の観点にある事前復興の考え方も取り入れながら復興について検討していく。

1 生活復興

被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「くらしの再建」を基本目標としている。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な被災者には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した新しいくらしのスタイルを構築することができるようにすることも、復興の重要な目標となる。

住宅、教育、医療、保健、消費生活、産業、雇用などのくらしの分野に係る復興を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安心して暮らせる地域社会を再構築していく。

2 都市復興

震災後の都市づくりは、復旧と復興に大別される。

復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興は、特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行うものである。

また、都市の復興をスムーズに進めるためには、阪神淡路大震災でも立証されたように、平常時から地域力を担う自治会・町会、事業者、団体、NPO等の方々が、都市づくりや復興に関心をもつよう醸成することが非常に重要である。

減災を進める上で、事前復興の考え方も取り入れながら、平時における地域の都市づくりに結びつくような都市復興の取り組みを進めていく必要がある。

項目	内容
生活復興	<p>1 生活復興の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 <p>2 生活復興の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市復興の理念 世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。 そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。 ア 安全でゆとりのある都市 イ 世界中の人から選択される都市 ウ 持続的な発展を遂げる都市 エ 共助、連携の都市 ○ 都市復興の目標 「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」 ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。 ・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

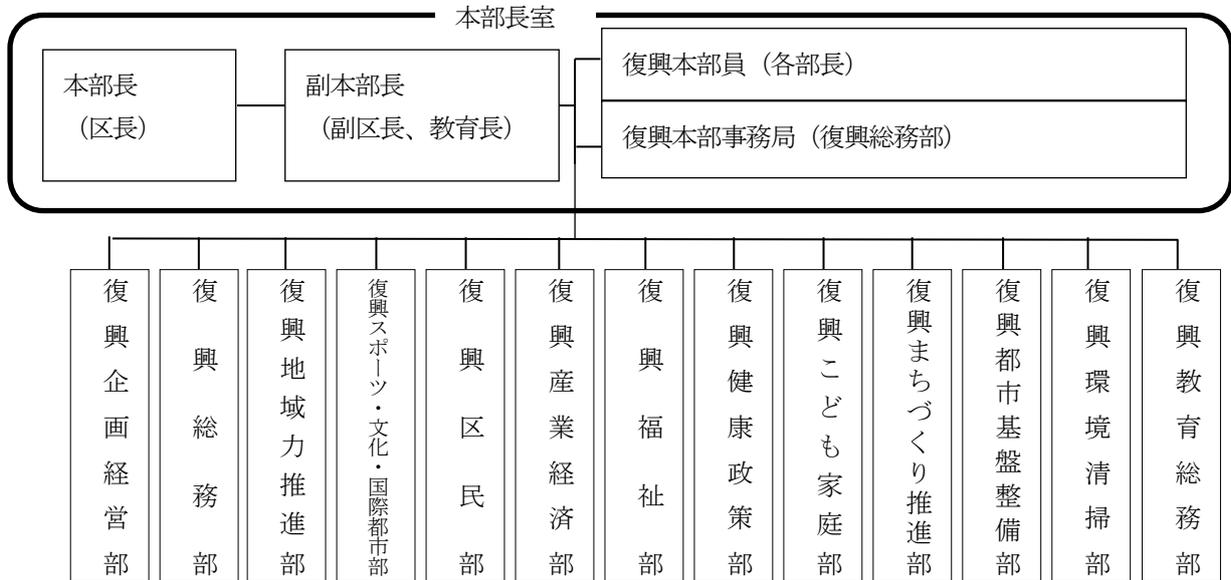
(東京都地域防災計画「復興の基本的考え方」より)

第2章 復興体制の構築

1 災害復興本部の組織

【総務部】

区民の生活復興や都市復興を円滑に行うため、災害対策本部とは別に、被災後、早い時期に復興計画や災害復興事業を長期的視点に立って進める組織としての災害復興本部（以下、「復興本部」という。）を設置する。本部の組織は以下のとおり。



【組織の補足事項】

会計管理室：復興企画経営部に所属

選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局：復興総務部に所属

障がい者総合サポートセンター：復興福祉部に所属

空港まちづくり本部、鉄道・都市づくり部：復興まちづくり推進部に所属

大田区復興本部の分掌事務

部の名称	事務又は業務の大綱
各部共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室との連絡に関する事。 2 復旧及び復興状況の把握に関する事。 3 部所管施設、機器の再建状況の報告に関する事。 4 分野別の復興計画の策定に関する事。 5 必要人数の調査及び報告に関する事。 6 派遣職員等の受入れに関する事。 7 協定団体との連絡調整に関する事。 8 部所属職員の動員に関する事。 9 部内の連絡調整及び協力に関する事。 10 復興事業等における財政需要に関する事。 11 他部への支援に関する事。

部の名称	事務又は業務の大綱
復興企画経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興方針の策定に関すること。 2 復興計画の策定の総括に関すること。 3 復興に関する広報活動に関すること。 4 区有施設の被災区分判定調査に関すること。 5 復興事業等における財政需要に関すること。 6 復興対策の予算に関すること。 7 復興対策の財源の確保に関すること。 8 復興事業における公金の支出及び収入に関すること。
復興総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興本部の設置に関すること。 2 復興本部会議の運営及び庶務に関すること。 3 復興本部の廃止に関すること。 4 復旧及び復興状況の総括に関すること。 5 職員の再配置に関すること。 6 他の地方公共団体への職員派遣の要請に関すること。 7 任期付職員、会計年度任用職員等の採用に関すること。 8 職員のメンタルヘルス対策に関すること。 9 避難所周辺地域や応急仮設住宅地域の防犯対策に関すること。 10 復興基金の創設に関すること。 11 区議会に関すること。
復興地域力推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の募集及び分配に関すること。 2 消費生活相談に関すること。 3 り災証明書の発行に関すること。 4 区民施設の再建に関すること。
復興スポーツ・文化・国際都市部	<ol style="list-style-type: none"> 1 博物館及び美術館における収蔵品の管理に関すること。 2 スポーツ施設の再建に関すること。
復興区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民税等の徴収猶予及び減免等に関すること。
復興産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都の産業復興計画の策定支援に関すること。 2 被災した中小企業の支援に関すること。 3 雇用に関すること。 4 観光産業の支援及び観光対策の実施に関すること。
復興福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者生活実態調査の実施に関すること。 2 要配慮者の一時入所に関すること。 3 社会福祉施設の再建に関すること。 4 在宅福祉の支援体制の整備に関すること。 5 民間社会福祉施設に対する支援に関すること。 6 災害援護資金等の貸付に関すること。 7 災害弔慰金等の支給に関すること。 8 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 9 要生活保護者への支援に関すること。 10 介護保険料等の徴収猶予及び減免等に関すること。
復興健康政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療提供体制の災害前の水準への回復に関すること。 2 保健衛生体制の災害前の水準への回復に関すること。

部の名称	事務又は業務の大綱
復興子ども家庭部	1 保育園、児童館等の再建に関すること。 2 園児等に対するメンタルヘルスケアに関すること。 3 民間保育施設に対する支援に関すること。
復興まちづくり推進部	1 家屋の被害調査に関すること。 2 都市復興基本方針の策定に関すること。 3 建築制限区域に関すること。 4 時限的市街地の建設等に関すること。 5 復興対象地区の設定に関すること。 6 都市復興基本計画の策定に関すること。 7 復興まちづくり計画等の策定に関すること。 8 復興事業計画の策定に関すること。 9 復興事業の推進に関すること。 10 応急危険度判定の実施に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 賃貸住宅の借上げに関すること。 13 住宅復興計画の策定に関すること。 14 区営住宅の補修及び供給に関すること。 15 情報提供等による住宅再建の支援に関すること。 16 地域復興組織の支援に関すること。
復興都市基盤整備部	1 復旧・復興事業の推進に関すること。
復興環境清掃部	1 ごみ・がれき処理に関すること。 2 倒壊建物の解体・撤去に関すること。
復興教育総務部	1 学校施設の再建に関すること。 2 授業の再開に関すること。 3 被災児童・生徒に対する支援に関すること。 4 私立学校等に対する支援に関すること。 5 文化・社会教育施設の再建に関すること。 6 文化財の復旧・復興に関すること。

2 復興本部の設置

区長は、大田区が震災等により重大な被害を受けた場合において、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるとき、本部を設置する。

本部は、被災後1週間程度をめどに設置するものとし、復興基本方針及び復興計画を早期に策定するとともに、災害復興後の都市や区民生活ビジョン、復興計画の到達目標、事業指針等を区民に明らかにし、具体的な災害復興事業を推進していく。

3 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害対策本部は、災害対策基本法に基づいて災害が発生するおそれがある時、又は災害発生直後に設置するものであり、被害情報を収集の上、災害時業務を実施するための組織である。一方、復興本部は、自主条例を根拠にして、災害応急・復旧対策が一段落し、復興事業を実施する必要がある場合に設置するものであり、都市の復興や区民生活に関する復興事業を計画的に推進するための組織である。

そのため、災害対策本部と復興本部では目的と機能が異なる。

	災害対策本部	災害復興本部
設置のタイミング	・災害が発生するおそれがある時、又は災害発生直後	・災害対策本部設置後で、復興事業を実施する必要がある場合
役割	・被害情報の収集 ・災害時業務の実施	・復興事業の推進
構成部局	・すべての部局	・すべての部局

4 関係機関等への復興本部設置の通知及び周知

復興本部を設置したときは、直ちに国・都・関係機関並びに各区長に通知するとともに、その旨報道機関等に発表するなど区民への周知を図る。

5 復興本部の廃止

区民生活の再建と安定が図られ、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

第3章 迅速で円滑な復興に向けた取り組み

【企画経営部・区各部】

災害後の復興を迅速かつ円滑に推進するため、復興に向けての手順を以下のとおり定める。

1 災害復興マニュアルの策定

高度に発達した大都市における、大地震による被害からの復興では、各分野にわたり膨大な行政需要が発生することは、平成7年の阪神・淡路大震災の例からも明らかである。また、東日本大震災からの復興は、依然として継続しており、復興事業が長期化している。

区民の生命、身体及び財産を守るべき責務を有する区としては、平素から復興までを見通して備える必要がある。

いざという時に行うべき業務をあらかじめ検討しておくことで、復興をより迅速かつ円滑に推進することを目的として、「大田区災害復興マニュアル」（以下、「復興マニュアル」という。）を策定した。

2 復興マニュアルの対象

復興マニュアルの対象は、災害復興本部が所掌する復興業務とする。

災害対策本部が所掌する応急復旧業務は原則として対象外とする。

ただし、応急復旧業務であっても、復興業務と関連するもの（民間住宅の応急危険度判定等）については対象とする。

3 復興マニュアルの構成

章	各章の概要および主な業務
震災復興体制の構築	復興事業を実施するための体制について掲載。 (震災復興本部の設置 震災復興方針および震災復興計画の策定 等)
都市復興	都市を再構築する指針を掲載。 (家屋等被害状況調査実施 復興対象地区の区分 都市復興基本計画の策定 等)
住宅復興	震災により被害を受けた区民の住宅再建の指針を掲載。 (災害廃棄物処理 応急的な住宅の整備 等)
生活復興	区民の生活再建の指針を掲載。 (被災者生活実態調査の実施 被災者生活再建支援金の支給 等)
産業復興	経済環境の再建の指針を掲載。 (被災中小企業への支援 被災者の雇用・就業対策 等)

第4章 復興計画の策定

1 復興計画の策定

【企画経営部】

震災発生後、復興本部を設置する場合は、復興にかかる方針を定めるとともに復興計画を策定する。

(1) 復興方針の策定

発災後1週間から1か月までに、震災後の復興に関して、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする区復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

発災後1か月以降に、策定した震災復興方針に基づき震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。なお、作成する震災復興計画においては、作成過程において広く住民等の声を聴き、その意見を反映する。